

令和8年（フ）第92号

千葉市若葉区加曽利町1063番地13
破産者 黒川 仁
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第823号

千葉県船橋市夏見3丁目9番9号
破産者 川村 勇
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第529号

千葉県柏市中十余二208番地12
破産者 株式会社Organic Crew
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（フ）第512号

川崎市川崎区砂子2丁目8番地1シャンプール互恵ビル814号室
破産者 フローレス化粧品株式会社
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年（フ）第84号

神奈川県厚木市寿町3丁目14番2号
破産者 一般社団法人C I D－UNESCO－T O K Y Oユネスコ国際ダンスカウンスル東京
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第268号

岐阜市加納菱野町25番地ディプライ丸杉ビル1階
破産者 株式会社アンフィネ
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

令和7年（フ）第416号

静岡県焼津市中里502番地の3
破産者 株式会社ヤマキ総建
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第782号

名古屋市中区栄5丁目26番39号
破産者 株式会社Film Works Japan
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第240号

大阪市北区天神西町7ー14
破産者 産機貿易株式会社
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第381号

神戸市中央区花隈町9番21号ヒースコート山手2階
破産者 有限会社サーカス・サーカス
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第288号

広島県福山市能島二丁目18番11号
破産者 株式会社勇輝
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和8年（フ）第58号

香川県高松市郷東町792番地52
破産者 有限会社福家マシン販売
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（フ）第68号

鹿児島市武岡五丁目35番3号
破産者 有限会社安泰商事
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第285号

鹿児島市平之町5番1サーパス平田公園401号
破産者 ユニオンコーポレーション株式会社
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第578号

鹿児島市東千石町10番2号
破産者 株式会社N I D
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第106号

北海道小樽市住ノ江1丁目7番28号
破産者 株式会社オタル解体工業

1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和7年（フ）第27号

山形県新庄市金沢1125番地
破産者 Y Kさいほく株式会社
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

令和8年（フ）第20号

山形県新庄市沖の町4番40号
破産者 合同会社明日は晴れ
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

令和8年（フ）第1121号

東京都立川市錦町1丁目11番7号メゾンドノアロゼ錦町512号
破産者 庭野 亮
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第91号

静岡県磐田市下万能160番地8
破産者 株式会社T・I・S
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年（フ）第1191号

京都府長岡京市長法寺清水ヶ瀬5ー61
破産者 株式会社ユビックス
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第5民事部破産係